

旧優性保護法による知的障害者の強制避妊は 世界に誇れる人道的避妊だったのに、

最高裁判事 ●●●●様

突然、このようなお手紙を差し上げる失礼をお許してください。

偽善も打算も全くない立場から上申させていただきます。結論から申し上げますと、旧優性保護法に基づく強制避妊は世界に誇れる人道的強制避妊であるため、国は訴えられる理由がなく、強制避妊された方々への慰謝料の支払いは不当だと考えております。

人道的観点から、また、社会保障費の多さが圧倒的多数の国民の生活を貧困化させているという観点から、旧優性保護法を復活させることが急務だと考えております。

1996年、旧優性保護法が廃止になってから知的障害者が増え続け、今や、7人にひとりが程度の差こそあれ障害を持っているそうです。一人の障害者を世話するのに、親族だけでは世話できず、公共施設の力を借りなくてははいけません。一日のうち6時間ほど預けたり、重度障害の場合は施設に入れっぱなしとなります。

世話をする職員の報酬は税金で賄われています。一人の障害者の世話をするのに少なくとも数人は必要ですから、このままだと7人中7名が（つまり全員が）税金で生活することになります。

更に知的障害者が出産を続けたら、日本は近未来、知的障害者だらけになるでしょう。今のアフリカの状況が近未来の日本といえるでしょう。

旧優性保護法の成立に尽力された故・加藤シズエ議員は私が最も尊敬する政治家で、同法は『世界に誇れる人道的強制避妊、公共の福祉に多大なる貢献をした法律』と絶賛できます。

1996年、旧優性保護法が廃止になってからの日本は、社会福祉費が増大し続け、賃金から差し引かれる税金が高いため、可処分所得が減り、結果、ワーキングプアが増え続け、詐欺犯罪や金銭当ての殺人事件が横行するようになりました。解決策として、まずは、旧優性保護法を復活させることが急務ではないでしょうか。旧優性保護法がそのまま引き継がれていれば、日本はここまで苦しい財政状況にならなかったはずですし、ここまで犯罪が増えることもなかったはずです。

知的障害者が自力で育てることができない子を産んで、他人の力と血税で子供を育ててもらおうという状況こそが、不特定多数の納税者の『生活権の侵害』にあたり『幸福追求権を侵害』します。重税感から自殺する方々が多いという悲惨な状況からしても、旧優性保護法を悪法扱いして国を訴えた原告団こそが、不特定多数者の『幸福追求権』と『生活権』を侵害するものという理由で、訴えられるべきです。

最高裁は国の最高機関として、見識の高さを国民へ示して頂ける象徴的かつ今後の日本の方向性を示す重要な案件でもあるため、善処のほど、伏してお願い申し上げます。

〒960-8066 福島市矢剣町11-3 星野節子
024-563-7650
<https://ameblo.jp/animal-police>